



中嶋市長に建議書を渡す福本会長(右)

農業を取り巻く情勢は、米価の低迷による農業所得の減少、農業従事者の高齢化及び担い手の不足の深刻化、また、野生動物による農作物被害や耕作放棄地の拡大など多くの課題があります。

これらの課題に対し、農業者の代表として市農業委員会(福本庄三郎会長)から、昨年11月16日に中嶋市長へ建議書を提出されました。建議書では、「遊休農地対策」「担い手の育成・確保対策」「有害鳥獣対策」「地産地消の推進と甲賀産農産物のブランド化」「農地情報の共有」の5項目についての支援や対策を提言しています。建議書を受けて中嶋市長は、今年度以降の市の農業振興政策への反映に努めていくと述べました。

農業委員会が市長へ

甲賀市農業政策に関する建議書を提出

20歳のみなさんへ

20歳がスタート 国民年金

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるもので、日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

20歳を迎えられるこの機会にしっかりと人生計画を立て、自分自身の将来のため、国民年金に加入し、保険料を納めてください。

保険料納付が困難な場合は、保険料の免除・猶予制度に該当する場合がありますので、ご相談ください。

*20歳の誕生月の前月に『国民年金被保険者資格取得届』が送付されます。必要事項を記入の上、保険年金課または旧支所の地域市民センターまでご提出ください。

問い合わせ

草津年金事務所国民年金課 ☎077-567-2220
甲賀市役所保険年金課 ☎65-0688

「愛」ある情報基盤整備

～新しい行政情報サービスの提供に向けて～

第3セクター方式による情報通信運営会社を設立いたしました。

このたび市が整備いたします情報基盤では、暮らしに役立つ行政サービスを提供します。それらとあわせ、ケーブルテレビやインターネットなどの情報通信サービスも本情報基盤を利用し提供することとしております。

これらの情報サービスの運営にあたっては、日進月歩で進展する情報技術に対応でき、弾力的で効率的な情報サービスの運営ができるよう、民間活力を活かした事業運営を目指し、このほど市などが出資して、第3セクター方式の情報通信運営会社「株式会社あいコムこうか」を設立いたしました。

株式会社 あいコムこうか

この会社名は、「愛あるコミュニケーションを創造するネットワークこうか」の願いを込め、

- 愛あるの「あい」
- コミュニケーションの略式形としての「コム」
- ネットワーク甲賀の「こうか」

の文字を組合せ、会社名を「あいコムこうか」といたしました。

「株式会社あいコムこうか」設立総会では、高齢者をはじめとする情報機器に不慣れな方々にも簡単にご利用いただけるように、さらには情報通信を活用して人々の絆を育むまちづくりを支援し、「愛ある」コミュニケーション会社として「株式会社あいコムこうか」を設立することを決定いたしました。

この「株式会社あいコムこうか」が常に市民とともに地域と歩む存在であるよう、市としても運営に関わってまいります。

■新会社の概要について

・代表取締役	橋本 俊和
・資本金	3千万円
・市の出資比率	3分の1
・設立年月日	平成23年12月1日
・貴生川事務所	甲賀市水口町貴生川900番地2 ☎65-1158 ☎65-1168

当面の間、貴生川事務所で業務が行われますが、今後、本社事務所の設置を予定しており、移転が完了し次第、本社での業務を開始いたします。

・本社 甲賀市土山町北土山1725番地
(土土地域市民センター：旧土山支所 内)

問い合わせ 情報基盤整備推進室
☎65-0658 ☎63-4574

地域のコミュニティづくりの推進を

平成23年度 コミュニティ助成事業①

コミュニティ助成事業は、住民が行うコミュニティ活動の支援と宝くじの普及広報を目的として、宝くじの収益金の一部を財源として助成されるものです。

今年度助成を受けた団体を順次紹介します。今後、地域内の交流をはじめ、円滑なコミュニティ活動に期待が寄せられます。

〔一般コミュニティ助成〕

- ◎第四水口台区 250万円
 - ・液晶プロジェクタ音響機器一式
 - ・デジタル複合機一式
 - ・リングラフ印刷機一式
- ◎片山区 230万円
 - ・冷暖房エアコン3台
 - ・液晶テレビ
 - ・デジタル複合機一式



▶液晶プロジェクタ音響機器



◀冷暖房エアコン

問い合わせ 地域コミュニティ推進室
☎65-0687 ☎63-4554

甲賀市暴力団排除条例が 施行されました

市では、市民生活の安全と安心を実現するため、1月1日、甲賀市暴力団排除条例」を施行しました。

近年、暴力団が一般企業の活動を装うなど、市民にとって見えにくい形で私たちの生活や社会経済活動に介入し、市民や事業者に大きな脅威を与えています。

このことから、市・市民・事業者・警察・関係機関が一丸となって暴力団の排除を推進し、市民の安全と平穏を保持していくことをめざし、この条例を定めました。

条例では、暴力団の排除に関する基本理念として次の3つを掲げています。

- ・暴力団を利用しないこと
- ・暴力団に協力しないこと
- ・暴力団と交際しないこと

これらを基本理念として、暴力団が活動しにくい社会づくりを推進していきます。

また、市や事業者を含む市民等の役割を明確にし、その効果を確実なものにしていきます。

まず、市の役割としては、市民の皆さんや、関係機関と連携を図り、暴力団排除に関する施策を総合的に推進していきます。

具体的には、暴力団の排除の活動の普及を図るための広報啓発活動や、市の事務事業に関する暴力団の排除に必要な措置を講じます。また、中学校においては、暴力団に加入したり、暴力団員から被害に遭わないようにするための教育をすることなどを掲げています。

市民や事業者の皆さんには、暴力団を利用しないこと、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力し、暴力団の排除に役立つと思われる情報を提供していただくことを願います。

なお、詳しい条例の内容は市のホームページをご覧ください。

暴力団に恐れることのない明るい社会を実現するため、みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ 生活環境課
☎65-0686 ☎63-45582